

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	街区防災計画(仮称)区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設  (国税22)(法人税:義)【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	人口や都市機能が集中する大都市において、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図るため、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画(仮称)の作成及び当該計画に基づく関係者の取組を促進する新たな枠組みを検討中。  本枠組みの下、地方公共団体等が作成した街区防災計画(仮称)の区域内において耐震改修工事を実施した特定建築物(耐震改修促進法第6条に該当する建築物)について、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を求める特例措置を新設する。
3	担当部局	内閣府(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	事業用建築物については、 平成 8 年度 耐震改修法関連特別措置 平成 11 年度 廃止  平成 17 年度 要望 平成 18 年度 再要望 平成 20 年度 延長要望 平成 22 年度 延長要望(一廃止)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口や都市機能が集中する大都市の特性にかんがみ、エリア全体の視点からのエリアの関係者によるハード・ソフト両面での一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「東日本大震災からの復興の基本方針(平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部)」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組の促進等を行うこととされている。 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123 号)</p> <p>② 政策体系 における 政策目的 の位置付</p> <p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p>

	け			
		<p>③達成目標 及び測定 指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の者が利用する一定の建築物を耐震化する。</p>		
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成 20 年度 約 80% → 平成 27 年度 90%</p>		
8	有効性 等	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修が確実に実施されることにより、建築物ストックの安全性が確保され、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保が図られる。</p>		
		<p>①適用数等</p> <p>平成 24 年度 32 件(見込み) 平成 25 年度 29 件(見込み)</p> <p>【算定根拠】特定建築物の改修必要棟数を見込み、街区防災計画(仮称)区域内において、法人税の特例措置の対象となる件数を推計</p>		
		<p>②減収額</p> <p>平成 24 年度 102 百万円(見込み) 平成 25 年度 93 百万円(見込み)</p> <p>【算定根拠】件数 × 1 棟あたり工事費 × 特別償却 25% × 税率</p>		
	③効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 15 年度～平成 27 年度) 税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、平成 27 年度における耐震化率 90% の達成に資する。</p>		
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 15 年度～平成 27 年度) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成 15 年度 約 75% → 平成 20 年度 約 80% → 平成 27 年度 90%</p>		
		<p>(27 年度は、15 年度から 20 年度の伸び率に一定の伸びしろを加算した目標)</p> <p>《租税特別措置等が新設・拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 24 年度～平成 27 年度) 既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資とは異なり、それ自体が直接の収益に結びつかないことから、公益上の要請に比して耐震改修への経済的インセンティブがかなり低い状況にある。税制がない場合には、資金的余裕のない法人における耐震改修の取組が進みにくい状態が継続し、耐震化率の向上を阻害する。</p>		
<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 24 年度～平成 27 年度) 街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修が確実に実施されることにより、建築物ストックの安全性が確保され、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保が図られる。</p>				

9	相当性	① 稟税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として、特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。</p>
10	有識者の見解		<p>建築物の所有者等に補助等を行う地方公共団体へは、社会资本整備総合交付金による支援を実施しているが、地方公共団体における補助を前提としており、支援を受けられる地域が限られる。また、既存建築物については、建築基準法上、改修が義務づけられてはいない。</p> <p>街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修促進は、都市機能の維持・継続性の確保に資することから、地方公共団体の防災体制へのメリットも非常に大きい。</p> <p>—</p>